

第3回 奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事録

日時:令和2年3月27日(金) 16:00~16:34

場所:災害対策本部室

(中西次長)

*政府の動きについて説明

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたこと
- ・新型コロナウイルス感染症が、特措法の適用対象に、暫定的に位置づけられることになったこと
- ・昨日26日、国内外での発生状況を踏まえ、政府は特措法に基づく政府対策本部を設置されたこと

*特措法に基づく県対策本部改組について説明

- ・特措法では、政府対策本部が設置された時は、都道府県知事は直ちに都道府県対策本部を設置しなければならないこと
- ・1月28日に設置した県対策本部を、昨日、特措法に基づく対策本部に改組したこと
- ・今回が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初めての会議であること
- ・政府の例に倣い、対策本部の名称は従前のまま、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部とし、会議の回数につきましても従前の会議を通算し、第3回とすること

(本部長:荒井知事)

*配付資料「3.27 方針」に基づき説明

(中西次長)

以後の会議は非公開とさせていただきます。報道機関の皆様はここで退席いただきますようお願いいたします。

*報道機関退席

(杉中危機管理監)

*国の動向について説明

・昨日、特措法に基づく政府対策本部が設置され、本部会議が開かれたこと

*各部局へ依頼

・安倍総理から各閣僚に向けて基本的対処方針が示され、新たな基本方針に基づき各省庁から通知等が予想されるため、各部局において情報を速やかにキャッチし、対処すること

・特措法に基づく政府対策本部が設置されたことにより今後感染状況によっては緊急事態宣言が発令される可能性があり、各部局において、緊急事態宣言が発令された際に備えて、奈良県業務継続計画（BCP）に基づき、各課室の業務内容を確認し、しるべき準備を行うこと

（知事）

*以下の通り指示

・心配しすぎず、冷静に対処していく必要が我々の立場では必要

・相談対応について、気になる情報は情報共有して対策を検討すること

・行事やイベントについて、慎重に検討すること

・学校関係の情報は県立系の学校だけでなく市町村教育委員会等と連携して状況把握すること